

公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学 スキルラボ棟2階と教育研修棟2階に、公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ（以下「スキルラボ」という。）を置く。

(目的)

第2条 スキルラボは、本学学生、本学附属病院の医師、看護師、医療技術職等及び地域の医療専門職の医療知識及び技術の習得、向上に資することを目的として設置する。

(委員会)

第3条 スキルラボの運営を円滑に行うため、スキルラボ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) スキルラボの運営及び管理に関すること。
- (2) その他スキルラボに関すること。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育開発センター専任教員
- (2) 医学部長
- (3) 看護学科長
- (4) 附属病院長
- (5) 附属病院看護部長
- (6) 附属病院臨床研修センター長
- (7) その他、理事長および教育開発センター専任教員が指名する者

(任期)

第6条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員会を統括し、教育開発センター専任教員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第8条 スキルラボに関する事務は、教育開発センターにおいて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、スキルラボの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月7日から施行する。
- 2 この規程の施行時に委嘱した委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。